

報道関係者 各位

平成 30 年 7 月 5 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 高柳 純子

室長補佐 野崎 清隆

(直通電話) 0776-22-2691

福井県最低賃金の平成 30 年度改正を諮問

福井労働局(局長 嶋田 悦郎)は、本年7月5日開催の福井地方最低賃金審議会(会長 新宮 晋)において、平成30年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

本年度は、平成29年3月28日働き方改革等実現会議で決定した「働き方改革実行計画」に配慮した調査審議を同審議会に依頼しています。

今後、同審議会等で中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を踏まえながら、本年10月発効を目途に具体的な審議が行われます。

最低賃金法第10条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

平成29年度においては、7月7日に諮問を行い、8月4日に答申を受けて公示等の手続きを経て、10月1日に時間額778円(引き上げ額24円)の発効となっています。

なお、福井県最低賃金の推移は下のとおりです。

福井県最低賃金の推移

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
時間額(円)	701	716	732	754	778
引き上げ額(円)	11	15	16	22	24
引き上げ率(%)	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18
答申年月日	8/19	8/8	8/5	8/5	8/4
発効日	10/13	10/4	10/1	10/1	10/1